

第百六十八回国会 参議院 經濟産業委員会 會議録 第三号

平成十九年十一月八日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十月二十九日

辞任

丸川 珠代君

補欠選任
山谷えり子君

十月三十日

辞任

山谷えり子君

補欠選任
丸川 珠代君

十月三十一日

辞任

丸川 珠代君

補欠選任
森 まさこ君

十一月一日

辞任

森 まさこ君

補欠選任
丸川 珠代君

出席者は左のとおり。

委員長 渡辺 秀史君
理事 鈴木 陽悦君
藤原 正司君
増子 輝彦君
加納 時男君
松村 祥史君

委員

川合 孝典君
下田 敦子君
直嶋 正行君
中谷 智司君
姫井由美子君
藤末 健三君
前田 武志君
萩原 健司君
塚田 一郎君

古川 俊治君
松田 岩夫君
丸川 珠代君
松 あきら君
松下 新平君
甘利 明君

国務大臣 経済産業大臣 甘利 明君
副大臣 経済産業副大臣 新藤 義孝君
大臣政務官 経済産業大臣政務官 萩原 健司君
事務局側 常任委員会専門員 山田 宏君

本日の会議に付した案件

○消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○電気用品安全法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(渡辺秀史君) たいまから経済産業委員会を開会いたします。

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案及び電気用品安全法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。甘利経済産業大臣。

○国務大臣(甘利明君) まず、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

昨今、消費者が日常生活で用いる一部の製品について、長期間の使用に伴う経年劣化による重大な事故が発生しており、消費者の安全、安心を確

保するためには、こうした事故を未然に防止するための措置を講ずることが喫緊の課題となっております。

しかし、技術的な知見を持たない消費者が、経年劣化による事故を防止するために製品の点検その他の保守を自ら行うことは非常に困難であります。

このため、長期間の使用に伴う経年劣化により重大な事故が発生する危険性が高い製品について、事業者が、点検その他の保守に関する情報を消費者に提供し、点検を実施する体制を整備するための措置等を講ずることにより、消費者による点検その他の保守を適切に支援する仕組みを構築するため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、経年劣化により特に重大な危害が生じるおそれが多い消費生活用製品を特定保守製品と位置付け、製造事業者又は輸入事業者に対し、点検を行うべき期間等を製品に表示することや、消費者に対してその期間の到来を通知すること、さらに、点検の依頼があった場合に点検を実施すること等の義務を課すこととしております。また、特定保守製品の販売事業者等に対し、製品の引渡しを行う際に、消費者に製品の保守の必要性等について説明する義務を課すこととしております。

第二に、特定保守製品の製造事業者又は輸入事業者は、主務大臣が定める判断の基準に従って、点検その他の保守の実施に必要な体制を整備しなければならぬこととしております。

第三に、主務大臣は、経年劣化により重大な危害が生じるおそれが多い消費生活用製品について、経年劣化に関する情報を収集、分析し、その結果を公表するものとしております。また、製造事業者、輸入事業者及び小売販売事業者は、消費

者に対し、経年劣化による危害の防止に資する情報を提供すること等の責務があることと定めております。

続きまして、電気用品安全法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

昨今、携帯電話等の電子機器に用いられる蓄電池について、その構造や材質の不良等を原因とする発火等の事故が急増しており、蓄電池の安全を確保するための措置を講ずることが喫緊の課題となっております。

また、旧電気用品取縮法に基づく表示が付けられた電気用品と現行の電気用品安全法に基づく表示が付けられた電気用品との間で安全性が同等である実態が明らかになったこと等にかんがみ、規制の見直しを行うことが求められております。

このため、蓄電池を電気用品安全法の規制の対象として位置付けるとともに、旧電気用品取縮法に基づく表示が付けられた電気用品の販売等を認める特例措置を講ずるため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、電気用品安全法の規制の対象となる電気用品の定義に蓄電池を追加し、蓄電池の製造事業者又は輸入事業者に対し、出荷時における技術基準への適合義務を課し、その基準に適合していない蓄電池の販売を禁止するなどの安全規制を講じていくこととしております。

第二に、旧電気用品取縮法に基づく表示が付けられている電気用品については、現行の電気用品安全法に基づく表示が付けられている電気用品と同等の扱いとするための特例措置を講ずることとしております。以上が両法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(渡辺秀央君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会をいたします。
午前十時五分散会

十月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願(第三〇六号)(第三〇七号)(第三〇八号)(第三四〇号)(第三四一号)(第三四二号)(第三四三号)(第三四四号)(第三四五号)(第三四六号)(第三四七号)(第三五三三号)(第三六一号)(第三六二号)(第三六六号)(第三七〇号)(第三七六号)(第三八〇号)(第三八七号)(第四〇五号)(第四二五号)

第三〇六号 平成十九年十月十二日受理

業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 東京都三鷹市下連雀七ノ一五ノ三ノ三〇四 齋藤律子 外三百四名
紹介議員 川田 龍平君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

第三〇七号 平成十九年十月十二日受理

業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 三重県津市雲出伊倉津町九六二ノ七 坪谷義明 外九百九十九名
紹介議員 高橋 千秋君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

第三〇八号 平成十九年十月十二日受理

業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 福岡市南区寺塚一ノ四ノ三 西村靖子 外八百七十四名
紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

第三四〇号 平成十九年十月十二日受理

業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 京都市下京区七条御所ノ内南町七二 橋本美恵 外二万九百二名
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

第三四一号 平成十九年十月十二日受理

業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 京都市山科区東野森野町一〇ノ二ノ四〇四 春木秀夫 外二万九百二名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

第三四二号 平成十九年十月十二日受理

業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 青森市久須志二ノ四ノ三ノ一〇五 川越博美 外二万九百二名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

第三四三号 平成十九年十月十二日受理

業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 東京都江東区森下四ノ九ノ一ノ七〇二 菊池巨 外二万九百二名
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

第三四四号 平成十九年十月十二日受理

業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 青森県むつ市金曲一ノ一九ノ二六 木村尚史 外二万九百二名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

第三四五号 平成十九年十月十二日受理

業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 沖縄県浦添市西原五ノ一五ノ一六 山里次子 外二万九百二名
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

第三四六号 平成十九年十月十二日受理

業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 神戸市兵庫区松原通四ノ二ノ三二六 小田桐史江 外二万九百二名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

第三四七号 平成十九年十月十二日受理

業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 宮城県遠田郡涌谷町涌谷字内作田二ノ五八ノ二 山内わか子 外六百九名
紹介議員 大石 正光君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

第三五三三号 平成十九年十月十二日受理

業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 大分市牧二ノ四ノ一〇 狭間三千代 外九百九十九名
紹介議員 足立 信也君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

第三六一号 平成十九年十月十五日受理

業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 奈良県大和郡山市小泉町三、六五八 溝江定勝 外千四百名
紹介議員 中村 哲治君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

第三六二号 平成十九年十月十五日受理

業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 北海道旭川市三条西二ノ一ノ八 古田恵美子 外千四百七十七名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

第三六六号 平成十九年十月十五日受理

業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市下堀町二、九八四ノ七 平原照子 外三百名
紹介議員 横峯 良郎君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

第三七〇号 平成十九年十月十五日受理

業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 福島県石川郡浅川町大字浅川字荒町八八ノ三 鈴木操 外百二十名
紹介議員 増子 輝彦君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

第三七六号 平成十九年十月十六日受理

業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 宮城県角田市佐倉字佐倉町二五ノ五 大槻幸子 外九百九十九名

紹介議員 今野 東君
この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

第三八〇号 平成十九年十月十六日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 京都市右京区梅津開キ町二六ノ五
三 平井一二三 外二千五百五十五名
五名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

第三八七号 平成十九年十月十七日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 長野市青木島町綱島七一ノ一
一 田中恵子 外九百九十九名
北澤 俊美君

紹介議員 北澤 俊美君
この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

第四〇五号 平成十九年十月十八日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 沖繩市室川一ノ一二 喜友名
洋子 外四百九十九名
紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。
第四二五号 平成十九年十月十八日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 長崎市十人町七ノ二三 神原英
世 外九十九名
紹介議員 犬塚 直史君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。
十一月一日日本委員会に左の案件が付託された。
一、業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関

する請願(第四三九号(第四五八号)(第四五九号)(第四七六号)(第四八九号)(第四九五号)(第五一三号)

第四三九号 平成十九年十月十九日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 宮崎県西都市大字穂北三、八二九
ノ二 山下公栄 外四百九十九名
紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。
第四五八号 平成十九年十月十九日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 群馬県高崎市町屋町六三五ノ一
〇 芹沢好 外六十七名
紹介議員 富岡由紀夫君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。
第四五九号 平成十九年十月十九日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 京都市山科区御陵別所町五八ノ一
山本紀美子 外百九十八名
紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。
第四七六号 平成十九年十月二十二日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 福岡市南区井尻三ノ二〇ノ三ノ一、二〇五 木庭久恵 外三千三百五十五名
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。
第四八九号 平成十九年十月二十二日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

願

請願者 滋賀県大津市本堅田三ノ二ノ一
六 岡田美津栄 外四百九十九名
紹介議員 林 久美子君
この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

第四九五号 平成十九年十月二十二日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 静岡市駿河区寺田五ノ七 尾崎い
くみ 外四百九十九名
紹介議員 榛葉賀津也君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。
第五一三号 平成十九年十月二十三日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 長野県埴科郡坂城町坂城一〇、一
三七 大森恵子 外四百九十九名
紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。
十一月二日日本委員会に左の案件が付託された。
一、業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願(第五九四号)

第五九四号 平成十九年十月二十九日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 富山市米田町二ノ三ノ二五 田中
節子 外五百二名
紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。
十一月五日日本委員会に左の案件が付託された。
一、業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願(第六一二号)(第六二二号)(第六九

三号)(第六九四号)(第六九五号)(第六九六号)(第六九七号)(第六九八号)(第六九九号)

第六一二号 平成十九年十月三十日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 京都府八幡市八幡月夜田四八ノ三
一 早弓キミヨ 外二千二百四十名
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。
第六二二号 平成十九年十月三十日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 岐阜県中津川市苗木二、六六四ノ一五 新田幸代 外四百九十九名
紹介議員 山下八洲夫君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。
第六九三号 平成十九年十月三十一日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 岐阜県関市倉知一、五四六ノ二
河田仁 外六千八百三十八名
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。
第六九四号 平成十九年十月三十一日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 京都市右京区西院三蔵町二四 大
江政次 外六千八百三十八名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。
第六九五号 平成十九年十月三十一日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 北海道旭川市末広東一条三ノ七ノ三〇 金泉理美 外六千八百三十八名

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

第六九六号 平成十九年十月三十一日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 横浜市戸塚区汲沢町一、〇八〇ノ一三ノ一〇一 千葉啓矢 外六千八百三十八名

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

第六九七号 平成十九年十月三十一日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 さいたま市岩槻区小溝一九九ノ三二 谷脇恒男 外六千八百三十八名

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

第六九八号 平成十九年十月三十一日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 徳島市名東町二ノ四二五ノ七 岩森真紀 外六千八百三十八名

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

第六九九号 平成十九年十月三十一日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 神戸市垂水区城が山一ノ〇ノ二三 針崎政春 外六千八百三十八名

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

十一月七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案
二、電気用品安全法の一部を改正する法律案
消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案
消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案
消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三章 製品事故等に関する措置」を「第二章の二 特定保守製品等」
第一節 特定保守製品の点検その他の保守に
第二節 特定保守製品の点検その他の保守の
第三節 経年劣化に関する情報の収集及び提供
第三章 製品事故等に関する措置
関する情報の提供等(第三十二条の二)第三十二条の整備(第三十二条の十八)第三十二条の二供(第三十二条の二十一・第三十二条の二十二)条(十七)に改める。
一 第一条中「ととも」の下に「特定保守製品の適切な保守を促進し、併せて」を加える。
第二条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。
4 この法律において「特定保守製品」とは、消費生活用製品のうち、長期間の使用に伴い生ずる劣化(以下「経年劣化」という。)により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であつて、使用状況等からみてその適切な保守を促進することが適当なものとして政令で定めるものをいう。
第十六条第二項中「第五十四条第一項第三号」を

「第五十四条第一項第三号から第五号まで」に改め、「第三十一条第三項」の下に「第三十二条の二十一第二項」を加える。
第二十四条第二項第四号中「電磁的方法の下に」(「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第三十二条の十二第二項において同じ。」)を加える。
第二章の次に次の一章を加える。
第二節 特定保守製品等
第一節 特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の提供等
(事業の届出)
第三十二条の二 特定保守製品の製造又は輸入の事業を行う者(以下「特定製造事業者等」という。)は、事業開始の日から三十日以内に、次の事項を主務大臣に届け出なければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 主務省令で定める特定保守製品の区分及び主務省令で定める特定保守製品の型式の区分
三 当該特定保守製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地(特定保守製品の輸入の事業を行う者にあつては、当該特定保守製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所)
四 第七条から第九条までの規定は、前項の規定による届出をした者に準用する。
第三十二条の三 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品について、主務省令で定める基準に従つて、次の事項を定めなければならない。ただし、輸出用の特定保守製品については、この限りでない。
一 標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間(次号及び次条において「設計標準使用期間」という。)
二 設計標準使用期間の経過に伴い必要となる経年劣化による危害の発生を防止するための点検(以下この節において単に「点検」とい

う)を行うべき期間(以下「点検期間」という。)(製品への表示等)
第三十二条の四 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品を販売する時までに、主務省令で定めるところにより、当該特定保守製品に次の事項を表示しなければならない。
一 特定製造事業者等の氏名又は名称及び住所
二 製造年月
三 設計標準使用期間
四 点検期間の始期及び終期
五 点検その他の保守に関する問合せを受けるための連絡先
六 特定保守製品を特定するに足りる事項として主務省令で定める事項
2 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品を販売するときは、主務省令で定めるところにより、当該特定保守製品に次の事項を記載した書面を添付しなければならない。
一 設計標準使用期間の算定の根拠
二 点検を行う事業所の配置その他の特定保守製品の点検を実施する体制の整備に関する事項
三 特定保守製品の点検の結果必要となると見込まれる特定保守製品の整備に要する部品の保有期間
四 その他特定保守製品の点検その他の保守に關し主務省令で定める事項
3 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品を販売するときは、主務省令で定めるところにより、当該特定保守製品に、当該特定保守製品の所有者(所有者となるべき者を含む。以下この節において同じ。)がその氏名又は名称及び住所、当該特定保守製品の所在場所並びに当該特定保守製品を特定するに足りる事項(以下「所有者情報」という。)を当該特定製造事業者等に提供するための書面(以下「所有者

票という。)を添付しなければならない。

4 所有者票には、第三十二条の九第一項各号の事項その他主務省令で定める事項が記載されていなければならない。

5 前各項の規定は、特定製造事業者等が輸出用の特定保守製品を販売する場合には、適用しない。

(引渡時の説明等)

第三十二条の五 特定保守製品を、売買その他の取引により、又は特定保守製品以外の物に関する取引に付随して取得しようとする者(特定保守製品を再度譲渡することを目的として取得しようとする者及び主務省令で定める者を除く。第三十二条の八第三項において「取得者」という。)に対し、当該取引の相手方たる事業者(以下「特定保守製品取引事業者」という。)は、当該特定保守製品の引渡しに際し、次の事項について説明しなければならない。ただし、当該特定保守製品の点検期間が経過している場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

一 特定保守製品は、経年劣化により危害を及ぼすおそれが多く、適切な保守がなされる必要がある旨

二 当該特定保守製品に係る特定製造事業者等に対して所有者情報を提供した場合には第三十二条の十二第一項に規定する点検通知事項の通知がある旨

三 その他特定保守製品の点検その他の保守に關し主務省令で定める事項

2 特定保守製品取引事業者は、前項の規定により説明するに当たっては、特定保守製品に所有者票が添付されているときは、その旨を併せて説明しなければならない。

(勧告及び公表)

第三十二条の六 主務大臣は、特定保守製品取引事業者が前条の規定を遵守していないと認めるときは、当該特定保守製品取引事業者に対し、同条の規定により説明を行うべきことを勧告することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(関連事業者の責務)

第三十二条の七 特定保守製品に關する取引の仲介、特定保守製品の修理又は設置工事その他の特定保守製品に關連する事業を行う者は、特定保守製品の所有者に対して、第三十二条の五第一項各号の事項に係る情報が円滑に提供されるよう努めなければならない。

(所有者情報の提供)

第三十二条の八 特定保守製品の所有者は、当該特定保守製品に係る特定製造事業者等に対して、所有者票の送付その他の方法により、所有者情報を提供するものとする。ただし、当該特定保守製品の点検期間が経過している場合は、この限りでない。

2 前項の所有者情報に変更を生じたときも、同項と同様とする。

3 特定保守製品取引事業者は、取得者の承諾を得て当該取得者に代わつて所有者票を送付する方法により、当該取得者による特定製造事業者等に対する所有者情報の提供に協力しなければならない。

(所有者情報の利用目的等の公表)

第三十二条の九 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品(その者が、他の特定製造事業者等からその特定保守製品に係る事業の全部を譲り受けた者又は他の特定製造事業者等について相続、合併若しくは分割(その特定保守製品に係る事業の全部を承継するものに限る。以下この条及び第三十二条の十一第二項において同じ。)があつた場合における相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人(次項において「承継人」という。)であるときは、その事

業の全部を譲り渡した者又は被相続人、合併により消滅した法人若しくは分割をした法人の製造又は輸入に係る特定保守製品を含む。以下この節において同じ。)に係る所有者情報を取得するに当たっては、あらかじめ、次の事項を公表しなければならない。ただし、次項の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

一 所有者情報の利用の目的(以下「利用目的」という。)

二 所有者情報の提供を受けるための連絡先

2 特定製造事業者等が承継人である場合であつてその事業の全部の譲受け又は相続、合併若しくは分割に伴つて所有者情報を取得したときは、当該特定製造事業者等は、速やかに、利用目的を公表しなければならない。

3 特定製造事業者等は、前二項の規定により公表した事項を変更した場合には、遅滞なく、その変更した事項を公表しなければならない。

(利用目的の制限)

第三十二条の十 特定製造事業者等は、第三十二条の十二第一項及び第四項の規定による通知並びに第三十二条の十五の規定による点検の実施以外の目的を利用目的として定めてはならない。

(所有者名簿等)

第三十二条の十一 特定製造事業者等は、第三十二条の八第一項の規定によりその製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所有者情報を提供した者について名簿(以下「所有者名簿」という。)を作成し、これに所有者情報を記載し、又は記録しなければならない。

2 特定製造事業者等は、第三十二条の八第二項の規定によりその製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所有者情報の変更について提供を受けたときは、速やかに、所有者名簿(その者が特定保守製品に係る事業の全部の譲受け又は相続、合併若しくは分割に伴つて取得した所有者情報に係る所有者名簿を含む。次項及び次条第三項において同じ。)における当該所有者情報の

記載又は記録を変更しなければならない。

3 特定製造事業者等は、所有者名簿に所有者情報に記載され、又は記録された者(以下この項及び次条において「名簿記載者」という。)に係る特定保守製品の点検期間が経過するまでの間、当該名簿記載者に係る所有者情報を保管しなければならない。

(点検その他の保守に關する事項の通知)

第三十二条の十二 特定製造事業者等は、名簿記載者に対して、正当な理由がある場合を除き、当該名簿記載者に係る特定保守製品の点検期間の始期の到来前における主務省令で定める期間内に、書面をもつて、当該特定保守製品について、点検を行うことが必要である旨その他主務省令で定める事項(第四項において「点検通知事項」という。)の通知を発しなければならない。

2 特定製造事業者等は、前項の書面による通知の発出に代えて、主務省令で定めるところにより、名簿記載者の承諾を得て、電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより通知を発することができる。この場合において、当該特定製造事業者等は、同項の書面による通知を發したものとみなす。

3 前二項の名簿記載者に対する通知は、所有者名簿に記載され、又は記録されたその者の住所に、その者が別に通知を受ける場所又は連絡先を当該特定製造事業者等に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて発すれば足りる。

4 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品に關し、名簿記載者に対して、点検通知事項のほか、特定保守製品の適切な保守に資する事項を通知するよう努めなければならない。

(所有者情報の管理)

第三十二条の十三 特定製造事業者等は、第三十二条の九第一項から第三項までの規定により公表した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、その製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所有者情報を取り扱つてはならない。ただし、本

人の同意がある場合、第三十九条第一項の規定による命令を受けた場合その他正当な理由がある場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所有者情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の所有者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(特定保守製品の所有者等の責務)

第三十二条の十四 特定保守製品の所有者は、当該特定保守製品について、経年劣化に起因する事故が生じた場合に他人に危害を及ぼすおそれがあることに留意し、特定保守製品の保守に関する情報を収集するとともに、点検期間に点検を行う等その保守に努めるものとする。

2 特定保守製品を賃貸の用に供することを業として行う者は、特定保守製品の保守に関する情報を収集するとともに、点検期間に点検を行う等その保守に努めなければならない。

(点検実施義務)

第三十二条の十五 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品について、その点検期間及びその始期の到来前における主務省令で定める期間において、点検の実施を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、第三十二条の二第一項第二号の型式ごとに主務省令で定める基準に従い、当該特定保守製品の点検を行わなければならない。

(改善命令)

第三十二条の十六 主務大臣は、特定製造事業者等が第三十二条の三、第三十二条の四第一項から第四項まで、第三十二条の九から第三十二条の十一まで、第三十二条の十二第一項、第三十二条の十三又は前条の規定に違反していると認めるときは、当該特定製造事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(主務大臣による公表)

第三十二条の十七 主務大臣は、特定製造事業者等がその事業の全部を廃止したことその他の事情により特定保守製品の点検の実施に支障が生じているときは、当該特定保守製品について、点検を行う技術的能力を有する事業者に関する情報を収集し、これを公表しなければならない。

第二節 特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備

(特定製造事業者等の判断の基準となるべき事項)

第三十二条の十八 主務大臣は、特定製造事業者等による特定保守製品の経年劣化による危害の発生を防止するための点検(以下この節において単に「点検」という。)その他の保守を適切に行うために必要な体制の整備を促進するため、主務省令で、次の事項に関し、特定製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

一 点検を行う事業所の配置、点検の料金の設定及び公表その他の特定保守製品の点検の実効の確保に関する事項

二 特定保守製品の点検に必要な手引の作成及び管理に関する事項

三 特定保守製品の点検の結果必要となると見込まれる特定保守製品の整備に要する部品の保有に関する事項

四 特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の一般消費者に対する提供に関する事項

五 その他特定保守製品の点検その他の保守に関し必要な事項

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該特定保守製品に係る技術水準、点検その他の保守の体制の整備の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じた必要な改定をするものとする。

(特定製造事業者等による点検その他の保守の体制の整備)

第三十二条の十九 特定製造事業者等は、前条第二

一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、特定保守製品の点検その他の保守を適切に行うために必要な体制を整備しなければならない。

(勧告及び命令)

第三十二条の二十 主務大臣は、特定製造事業者等による特定保守製品の点検その他の保守を適切に行うために必要な体制の整備が第三十二条の十八第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定製造事業者等に対し、その判断の根拠を示して、当該体制の整備に関し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止を図るため必要があると認めるときは、当該特定製造事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第三節 経年劣化に関する情報の収集及び提供

(主務大臣による情報の収集等)

第三十二条の二十一 主務大臣は、特定保守製品その他消費生活用製品のうち経年劣化により安全上支障が生じ一般消費者の生命又は身体に対して重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品(以下この節において「特定保守製品等」という。)について、経年劣化に起因し、又は起因すると疑われる事故に関する情報を収集し、及び分析し、その結果として得られる劣化しやすい部品及び材料の種類に関する情報その他の特定保守製品等の経年劣化に関する情報を公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による公表につき、

必要があると認めるときは、機構に、特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査を行わせることができる。

(事業者の責務)

第三十二条の二十二 特定保守製品等の製造又は輸入の事業を行う者は、前条第一項の規定により公表された特定保守製品等の経年劣化に関する情報を活用し、設計及び部品又は材料の選択の工夫、経年劣化に関する情報の製品への表示又はその改善等を行うことにより、当該特定保守製品等の経年劣化による危害の発生を防止するよう努めなければならない。

2 特定保守製品等の製造輸入又は小売販売(一般消費者に対する販売をいう。以下この項及び第三十四条において同じ。)の事業を行う者は、その製造、輸入又は小売販売に係る特定保守製品等の経年劣化による危害の発生を防止に資する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対して適切に提供するように努めなければならない。

第三十四条第一項中「(一般消費者に対する販売をいう。以下この条において同じ。)」を削る。

第四十条第一項及び第四十一条第一項中「輸入又は」を「輸入若しくは」に改め、「行う者」の下に「又は特定保守製品取引事業者」を加える。

第四十七条第一項中「第二条第二項及び第三項」を「第二条第二項から第四項まで」に改める。

第五十四条第一項第三号中、「第四十条の規定による報告の徴収、第四十一条第一項及び第二項の規定による立入検査に関する事項」を「並びに」に改め、「並びに第五十二条第一項の規定による申出の受理に関する事項」を削り、同項に次の二号を加える。

四 第二章の二第一節の規定による特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の提供等に関する事項、同章第二節の規定による特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備に関する事項並びに同章第三節の規定による経年劣化に関する情報の収集及び提供に関する事項については、政令で定めるところによる

り、当該製品の製造若しくは輸入の事業又は当該特定保守製品取引事業者が行う事業を所管する大臣

五 第四十条の規定による報告の徴収、第四十一条第一項及び第二項の規定による立入検査に関する事項並びに第五十二条第一項の規定による申出の受理に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造、輸入若しくは販売の事業又は当該特定保守製品取引事業者が行う事業を所管する大臣

第五十四条第二項中「同項第三号」の下に「又は第四号」を加え、「により、同号」を「により、それぞれ同項第三号又は第四号」に改める。
第五十八条第五号中「第三十七号」を「第三十二条の十六、第三十二条の二十第三項又は第三十七号」に改める。
第五十九条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第三十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
第六十一条第一号中「第九号」の下に「これらの規定を第三十二条の二第二項において準用する場合を含む。」を加える。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十七条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(検討)
第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の消費生活用製品安全法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

電気用品安全法の一部を改正する法律案
電気用品安全法の一部を改正する法律

電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。
三 蓄電池であつて、政令で定めるもの
附則第六条を次のように改める。

(旧電気用品取締法の表示に係る特例)
第六条 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律(平成十一年法律第二百一十一号。以下「整理合理化法」という。)附則第四十六条第一項の移行電気用品であつて第二項第一項の電気用品であるものに付されている整理合理化法第十条の規定による改正前の電気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号。以下「旧電気用品取締法」という。)第二十五条第一項若しくは第二十六条の六第一項又は整理合理化法附則第四十九条の規定による表示は、第十条第一項の規定により付された表示とみなす。

2 整理合理化法附則第四十七条第二項又は第五十条の規定を受ける場合を除き、整理合理化法附則第四十七条第一項の移行特定電気用品であつて第二条第二項の特定電気用品であるものに付されている旧電気用品取締法第二十五条の四第一項の規定による表示(整理合理化法附則第四十七条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧電気用品取締法第二十五条の四第一項の規定による表示を含む。)は、第十条第一項の規定により付された表示とみなす。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の改正規定、附則第七条及び第八条を削る改正規定並びに次条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及

び合理化に関する法律の一部改正)
第二条 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律(平成十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
附則第五十条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

(検討)
第三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の電気用品安全法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

十一月七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願(第七四五号)(第七八五号)(第八一七号)(第八一八号)(第八一九号)(第八二〇号)(第八二二号)(第八二三号)(第八三三三号)

願
第七四五号 平成十九年十一月一日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願
請願者 奈良県天理市西長柄町二〇八 横
紹介議員 野日出代 外千九百九十五名
この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。
第七八五号 平成十九年十一月二日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願
請願者 東京都足立区梅田二ノ四ノ一二
紹介議員 高安智子 外二千七百七十七名
小池 晃君

願
第八一七号 平成十九年十一月二日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願
この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

請願者 福岡県飯塚市阿恵一、一五五ノ
三 成清勝子 外千五百七十二名
紹介議員 岩本 司君

願
第八一八号 平成十九年十一月二日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市明徳一ノ九ノ五八
ノ二〇五 垣内規子 外八千三百九十四名
紹介議員 山下 芳生君

願
第八一九号 平成十九年十一月二日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願
請願者 京都市西京区川島梅園町二七ノ
二 中谷隆 外千九百六十二名
紹介議員 井上 哲士君

願
第八二〇号 平成十九年十一月二日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願
請願者 滋賀県草津市南山田町四六八ノ
二 藤井晃 外千九百六十二名
紹介議員 市田 忠義君

願
第八二二号 平成十九年十一月二日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願
請願者 青森県むつ市大畑町上野九六ノ
七 加藤明美 外千九百六十二名
紹介議員 紙 智子君

願
第八二三号 平成十九年十一月二日受理
業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願
この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 北海道北見市春光町四ノ九ノ一

二 斉藤良子 外千九百六十二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

第八二三号 平成十九年十一月二日受理

業者婦人の地位向上と支援施策の充実に関する請願

請願者 福岡市南区平和一ノ五ノ二八手

島純子 外千九百六十二名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。